## カードローン「きゃっする」

(令和5年4月3日現在)

		(		
資金 使途	・自由です。 ・事業性資金は除きます。			
融資対象者	<ul> <li>・当金庫の営業区域内に居住、又は勤務している方</li> <li>・契約時年齢が満20歳以69歳以下で保証会社(信金ギャランティ㈱)の保証を得られる方</li> <li>・安定継続収入のある方</li> <li>・専業主婦の場合、配偶者が69歳以下で安定した収入がある方</li> <li>・当金庫所定の条件を満たされる方</li> </ul>			
契約極度額	・契約極度額は50万円から500万円まで10万円単位の46種類 ・専業主婦の方は50万円とします。			
利用限度額	・契約極度額の範囲内で10万円単位です。 ・毎月、保証会社の定期的な管理により契約極度額の範囲内で変動する場合があり ます。			
契 約 期 間	・5年ごとの自動更新です。 ・新規貸越期限は、ご利用者様の <u>70</u> 歳誕生日の属する月末までとします。			
融資利率	・ 金庫所定			
融资方法	<ul><li>契約期間中における利用限度額の範囲内においていつでもご利用いただけるリボルビング(回転信用)方式とします。</li><li>融資(当座貸越)の実行は当金庫が契約後お渡しするローン専用カードを使用しATM(現金自動預入支払機)もしくは店頭窓口でもご利用頂けます。</li></ul>			
返済方法	・定例返済(毎月10日払い)、希望により随時返・約定返済日の前日の貸越残高により返済額が確約定返済日の前日の残高 30万円以下 30万円超~50万円以下 50万円超~70万円以下 70万円超~100万円以下 100万円超~200万円以下 200万円超~300万円以下 300万円超~500万円以下			
担 保 ・ 連 帯 保 証 人 ・不要です。保証会社(信金ギャランティ㈱)の保証を付けさせて頂きます。				

保	証	料	・金庫所定金利に含まれております。
手	数料	等	・契約時に印紙代として200円必要です。ローンカード再発行の場合には、再発 行手数料として1,000円(消費税別)がかかります。
₹	Ø	他	<ul><li>・ご本人である事を証明する資料(原則、運転免許証・健康保険証・パスポート等)が必要になります。尚、健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の写しも必要となります。</li><li>・所得証明書類は不要です。</li></ul>

	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課(9時~17時、 雷話:0226-22-6831)にお申し出ください
苦情処理措置・ 紛 争 解 決 措 置	紛争解決措置	電話:0226-22-6831) にお申し出ください 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595 -8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) の仲裁センター等で紛 争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金 庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話: 03-3517-5825) にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護 士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いた だけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会に おいて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解 決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決 する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫
		<b>総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください。</b>

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉